



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	朝鮮における1914年『学校体操教授要目』制定期の体育政策について（下）：在朝鮮日本人諸学校に関して
Author(s)	西尾, 達雄
Citation	日本社会事業大学研究紀要, 38, 5-27
Issue Date	1992-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44215
Type	journal article
File Information	NSJDKK38_5-27.pdf



朝鮮における1914年『学校体操教授要目』 制定期の体育政策について（下）

—在朝鮮日本人諸学校に関して—

西尾達雄

④ 在朝鮮日本人諸学校の普及と就学状況

朝鮮における日本人教育機関は、日朝修好条規締結の翌1877（明治10）年釜山に居留民地総代役所に教場を設置したのが始まりである⁴²。その後元山、仁川、京城の居留地に小学校教育が開始され、さらに日清戦争後、忠清北道、黄海道、平安北道、江原道、咸鏡北道の五道以外の道（日本の県に相当）には小学校が設置され、18校になった。日露戦争後統監府設置（1906年）により、日本文部省より補助金を受ける在外指定学校の規定が設けられ、居留民の急増に応じ多数の小学校が新設され、1907年度末には54校になった。そして1909年には総監府が小学校規則を制定するに至り、同年度末には102校に達した。このような小学校増設とともに卒業者を収容する中等教育の必要が生じ、1906年には釜山に高等女学校と釜山商業学校が、1908年には京城高等女学校が、1909年には京城中学校を設立している。これらはいずれも居留民団によって経営されたものであったが、翌1910年4月京城中学校は総監府中学校に改称され、他の学校も総監府の管理にはいることになった。

1910年日韓併合に伴い、その年の9月統監府中学校を朝鮮総督府中学校に改めたが、小学校、高等女学校は併合以前のままで、官制及び規則が制定されたのは1912年3月であった。この官制及び規則の制定によって従来の京留民団と学校組合によって設立された学校を全て公立学校とすること

になった。そして1913年2月には釜山中学校が設置された。

このような要目制定に至るまでの学校制度の概略をみると、次のような特徴を指摘できる。日清・日露戦争を一つの契機として量的に増大し、統監府の設置によって質的な変化をもたらし、「併合後の基礎」を確立した。さらに併合と共に大挙日本人が朝鮮に渡ったことにより再び量的な変化をもたらし、それへの対応が迫られる中で諸学制が整備されて植民地下の基本的教育方針を確立していった。

こうした変遷を踏まえて、併合を前後する学校数の変化をみれば、表4の通りである。小学校数は、併合前年102校であったのが、3年後の1912年には約2倍（199校）になり、1915年にはその3倍（308校）になっている。要目が制定される1914年には、幼稚園、小学校数がかなり増え、釜山（慶尚南道）や京城（京畿道）あるいは大邱（慶尚北道）などの道庁所在地に多数の学校が設立されると共に、清津、鏡城（咸鏡北道）など朝鮮北東部や新義州（平安北道）のような中国国境地域にまで学校が設立されるようになり、ほぼ朝鮮全域に日本人の為の学校が作られた。1914（大正3）年3月末の学校状況は、小学校が250校、その内高等科を備えた小学校が65校である。また、中学校2校、高等女学校6校、商業専修学校3校、簡易商業専修学校3校、専門学校1校という状態であった。翌年度には小学校は35校増えているが、中学校や高等女学校等は変化していない。師範学校は存在せず、1911年京城中学校に付属臨時小学校教員養成所が設置されている。このように併合後の学校設置状況は、急激な増加状況にあったことがわかる。

次にこのような学校数の増加と関わる就学児童生徒数の特徴を見てみよう。

表5-1は、併合前年から要目制定期までの在朝鮮日本人児童の就学状況を実数で示したものである。これに基づいて就学率、出席率、通学率を示したのが表5-2である。これをみれば、当時の日本本国の就学率（98%台）に比べて（表6）かなり低い値を示しており、しかも年ごとの増減が激しい変動を伴ったものであることを示している。また就学児童の

表4 日本人教育機関概況 各年度3月末日 (*印は簡易商業専修学校)

		1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	備考 (1914年度各道別学校数等)
小 学 校	尋 常	69	85	130	145	185	207	217	慶南45, 京畿23, 慶北22, 忠南18, 全南・全北各17, 平北・江原・咸南12,
	尋常高等	33	43	45	53	65	78	91	慶南・全南各11, 京畿・慶北各9, その他1~6。 その他5~9。
	高 等	—	—	1	1	—	—	—	
	計	102	128	176	199	250	285	308	最多は慶南56校, 最小は咸北7校。
中 学 校	1	1	1	1	2	2	2	京城 (現ソウル), 釜山。	
高等女学校	3	3	3	3	6	6	7	京城, 仁川, 釜山, 平壤, 鎮南浦, 元山。(馬山=1915)	
商業専修学校	2	*1 2	*1 2	*2 2	*3 3	*2 3	*2 3	仁川, 釜山, 鎮南浦。	
専 門 学 校	1	1	1	1	1	1	1	私立東洋植民専門学校京城分校。	
各 種 学 校	2	4	3	6	8	8	4	夜学校 (京城2, 仁川), 裁縫・女学校 (京城3, 大邱1, 釜山1)	
幼 稚 園	7	9	8	9	11	14	17	京城2, 仁川, 大田, 群山, 大邱, 釜山, 密陽, 平壤, 鎮南浦, 新義州,	
合 計		118	149	195	223	284	321	345	元山, 清津, 鏡城。

注) 慶北=慶尚北道, 慶南=慶尚南道, 全北=全羅北道, 全南=全羅南道, 忠北=忠清北道, 忠南=忠清南道, 平北=平安北道, 平南=平安南道, 咸北=咸鏡北道, 咸南=咸鏡南道を表す。また, 京城, 仁川は京畿道に, 釜山, 密陽は慶南道に, 大邱は慶北道に, 群山は全北道に, 大田は忠南道に, 元山は江原道に, 平壤, 鎮南浦は平南道に, 新義州は平北道に, 清津, 鏡城は咸北道に所在する都市である。(総督府統計年報大正4年版より作成)

表5-1 在朝鮮日本人児童の就学状況

(各年度3月末日現在/上段;男,下段;女子,右;合計)

	就学児童数		学齢児童数		日日出席生徒平均		日日欠席生徒平均	
	男	合計	男	合計	男	合計	男	合計
1909	6,712	12,630	8,061	15,390	—	—	—	—
	5,918		7,329		—		—	
1910	8,347	15,509	9,350	17,667	—	—	—	—
	7,162		8,317		—		—	
1911	9,955	18,554	10,820	20,577	9,617.35	17,888.67	337.05	664.51
	8,599		9,757		8,271.32		327.46	
1912	11,825	22,214	11,911	22,595	11,258.49	21,137.48	566.76	1,077.61
	10,390		10,684		9,878.99		510.85	
1913	13,167	24,646	14,247	26,945	12,642.44	23,636.52	524.57	1,009.47
	11,479		12,698		10,994.08		484.90	
1914	15,660	29,263	15,971	30,219	14,976.65	27,880.59	682.92	1,382.34
	13,603		14,248		12,903.94		699.42	

注) 学齢児童数・就学児童数・日日出席平均数は、朝鮮総督府統計年報大正3年版による。尚、1910年と1909年の就学児童数は、同「総督府統計年報」「小学校学級教員生徒」による。また、1911年から1914年までの就学児童数は、各年度の日日出席平均と日日欠席平均の合計とした。

表5-2 1909年～1914年度の就学率・出席率・通学率(%)

	就学率 %		出席率 %		通学率 %	
	男	合計	男	合計	男	合計
1909	83.26	82.06	—	—	—	—
	80.74		—		—	
1910	89.27	87.78	—	—	—	—
	86.11		—		—	
1911	92.01	90.17	96.61	96.41	88.88	86.93
	88.13		96.19		84.77	
1912	99.28	98.31	95.21	95.15	94.52	93.55
	97.25		95.08		92.47	
1913	92.42	91.47	96.02	95.90	88.74	87.72
	90.40		95.98		86.58	
1914	98.05	96.84	95.64	95.28	93.77	92.26
	95.47		94.86		90.57	

注) 1910年以前には日日出席欠席平均のデータがないので出席率と通学率は計算できない。

就学率 = 就学児童数 ÷ 学齢児童数
 出席率 = 日日出席平均 ÷ 就学児童数
 通学率 = 日日出席平均 ÷ 学齢児童数

表6 日本本国児童就学状況（1909年～1914年）

	学齡児童数	就学児童数	日日出席 生徒平均	就学率 %	出席率 %	進学率 %
1909	7,461,172	7,319,399	6,014,787	98.10	92.54	80.61
1910	7,474,703	7,335,545	6,385,745	98.14	92.59	85.43
1911	7,336,867	7,204,897	6,554,481	98.20	92.99	89.34
1912	7,344,339	7,214,585	6,565,847	98.23	92.72	89.40
1913	7,413,168	7,276,924	6,644,636	98.16	93.01	89.63
1914	7,577,464	7,445,554	6,831,124	98.26	93.58	90.15

（国立教育研究所 近代日本教育百年史 第四巻 学校教育2 1009～1010頁）

出席率は日本本国より良いが、通学率が示すように、欠席する者や就学しない者が年によって増減し、一定しない状況を示している。このような不安定性は、表7の尋常小学校における進級比率を見れば一層明らかである。これは、各年度に入学したものが進級に連れてその人数がどのように変化したかを見ようとしたものである。日本本国の場合、進級につれて人数が減っていくのが一般的であるが、朝鮮では逆に増加していつている。つまり、中途入学者が毎年増えていつており、中途退学者の数を大きく上回っているということである。しかもその中でも不就学者が一割程度いることになるのである。

このような特徴は、学齡児童が増加している中での変動であり、実質的な不就学児童や欠席児童が増えており、当局による就学指導等のあつた翌年に増加傾向を示しているように思われる。この就学指導に関しては、例えば、「僻陬地在留者にして就学の便を得ざる者の為に児童寄宿舍を設置」しているが⁴³⁾、そうした僻陬地にある単級学校について「殊に朝鮮に於いて斯る小規模の学校たるに拘らず、多額の費用を投じて吝まざるは、他に見るべからずことにして、如何に僻陬に於ける内地人児童の教育を重要視して力を盡すの厚きかを示すもの」という学事報告がある⁴⁴⁾。またこれだけではなく、当局の不就学児童対策について、幣原坦は次のように述べている。「就学の便宜を図っていることは、畜に寄宿舍の設置のみに止まら

表7 尋常小学校における進級比率 (cohohort 法による) 1909~1915年

	実 数						割 合 (%)					
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
1909	1,370	1,464	1,711	1,825	1,856	1,785	100	106.86	116.87	106.66	101.73	96.21
	1,345	1,397	1,554	1,602	1,591	1,489	100	103.86	111.23	103.08	99.31	93.58
1910	1,598	1,727	1,825	1,983	2,008	1,966	100	108.07	105.67	108.65	101.26	97.90
	1,509	1,632	1,706	1,738	1,707	1,624	100	108.15	104.59	101.91	98.21	95.13
1911	1,858	1,851	1,944	1,981	2,001		100	99.62	105.02	101.90	101.00	
	1,759	1,775	1,863	1,856	1,822		100	100.90	104.95	99.62	98.16	
1912	1,879	1,933	1,984	1,971			100	102.87	102.63	99.34		
	1,816	1,810	1,828	1,825			100	99.66	101.04	99.83		
1913	2,486	2,432	2,462				100	97.82	101.23			
	2,245	2,178	2,172				100	97.01	99.72			
1914	3,080	2,997					100	97.37				
	2,770	2,709					100	97.79				

ず、汽車には無賃乗車の法も開かれ、普通学校に内地人の児童をも預けることを得る。之に加えて、小学校規則第十条の三に依れば、学校長は、家庭またはその他に於いて、尋常小学校程度の教科を修めたる者に対し、父兄又は之に代わる者の請求により試験の上、相当学年の修了又は全科を卒業したる者と、同等の学力を有することを証明し得る。⁴⁵⁾ それにも関わらず不就学児を減らせることは困難であった。「か程までに就学の弁を凶っているのだから、不就学児童はなかりうと思われるが、実際はそうではなく、随分諸方に、小学校に赴かずして遊んでいる児童がある。等しく是れ陛下の赤子にして、教育を受けない者が朝鮮に残っているとすれば、頗る遺憾なことである。何とかして是等に就学せしめたいものであるが、さて其の原因を調査してみると、相当に困難な事情がある。⁴⁶⁾」「斯の如き実況であるから、不就学児童に対しては、児童保護会等を設けて、特別に之を救済するの外なく、それでも猶お子供を学校に出さない者は、憲兵の巡回等に託して、戸別に就学の督励をなさしめるより仕方がない。⁴⁷⁾」このように当局が硬軟様々な手段を使って、いかに就学率を上げるために力を注いでいたかを知ることができる。このように急激な児童増による変動とともに、当局の指導がうまくいった時に就学率が伸びていると見ることができよう。

次に小学校高等科及び中学校、高等女学校の状況を見てみよう。表8は前年度尋常科6年生数を基礎にして1911年度から1914年度までの尋常科生徒の進学率を計算したものである。同表では、高等科入学者が前年度尋常科生徒数より多くなったり、在籍者数が入学者数より多くなっていたりするが、これは入学の時点や途中で日本から来た者がいたことによるものと考えられる。また高等科を卒業して中学校や高等女学校に入学した者もいたので、その比率はもっと低くなると見なければならぬ。こうした制約を踏まえて同表で高等学校への進学率をみると、男子で約8割、女子で約6割、全体でおおよそ7割程度であった。その内男女とも1年間に約1割が中途退学している。中学校や高等女学校への進学率は、若干の変動はあるが中学校でおおよそ2割弱、高等女学校でおおよそ4割程度であった。日本本

国での尋常科から高等科小学校への進学率の全国平均が3割程度であったから比率でいえばかなり高い進学率ということになる。また1914年度の中学校生徒の在籍数は1学年から5学年合わせて735人で、表9のように同世代に占める割合は、1割3分程度であった。このように朝鮮においては、高等小学校男子で約6割の進学率であり、中学校生徒は極めて少なかったのである。しかも、尋常小学校の場合と違って高等小学校や中学校の場合、学年が進むにつれ在籍数が減っているのである。小学校高等科の場合、1913年度1学年男子952名が1914年度2学年679名に、女子541名から412名になっており、およそ100～300名減となっている。また中学校では、1911年度生1年次141名が5年次には89名になっている。

では、就学児童・生徒の年齢は、どのようであったのであろうか。就学年齢については、それぞれの学校施行規則に規定されている⁴⁸⁾。小学校では、朝鮮公立小学校規則第十六条「尋常小学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢六年以上トシ学年開始ノ前日迄ニ年齢六年ニ達セサル者ハ其ノ学年中小学校ニ入学スルコトヲ得ス」、中学校では総督府中学校規則第十六条「第一学年ニ入学ヲ許スヘキ者ハ尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ年齢十二歳以上ニシテ之ト同等ノ学力ヲ有スル者タルヘシ」、高等女学校では、朝鮮公立高等女学校規則第八条によって本国の高等女学校令及び同施行規則を準用するとあり、1907年の改正高等女学校令第十条「高等女学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十二歳以上ニシテ尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者タルヘシ」実業学校では、1911年実業学校令及び1913年改正実業学校令には年齢規定がなく、第十九条に「生徒又ハ児童ヲ入学セシムヘキ時期」という表現があり、児童も入学できることになっている。第二十条では「入学ヲ許可スヘキ者ハ身体健全、品行方正ノ者タルヘシ」となっているだけである。また第二十一条では「簡易実業学校ニ入学スルコトヲ得ル者ノ資格ハ土地ノ状況及実業ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ」になっている。専門学校については、1915年まで日本人に対する専門学校は私立学校1校のみで、1903年の専門学校令の規定を受けた学校であり、それによれば、第五条「専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限

表8 1911~1914年度小学校尋常科児童の高等科・中学校・高等女科への実質進学率(%)等(同年度3月末日)

小学校尋常科 前年度 6年生		小学校高等科					中学校			高等女学校			
		入学者	進学率	1年生	在籍率	実質進学率	入学及 1年生	進学及 在籍率	実質進学率	入学及 1年生	進学及 在籍率	実質進学率	
1911	男女	850	736	86.6	658	89.4%	77.4%	175	20.58%	16.6%	333	47.0%	31.9%
	合計	708	337	47.6	415	123.1	58.6	141	80.60		226	67.9	
1912	男女	1,034	815	78.8	743	91.2	71.9	192	18.56	15.0	319	37.4	31.9
	合計	853	407	47.7	463	113.8	54.3	155	80.70		272	85.3	
1913	男女	1,367	1,172	85.7	952	81.2	69.6	292	21.36	18.0	514	48.2	29.8
	合計	1,067	691	64.8	541	78.3	50.7	246	84.20		318	61.9	
1914	男女	1,575	1,626	103.2	1,087	66.9	69.0	266	16.88	14.7	481	34.2	24.5
	合計	1,408	1,041	73.9	724	69.5	51.4	232	87.20		344	71.5	

(備考) 入学者の欄は、同年度4月の入学した生徒数、1年生の欄は同年度末の1年生生徒数を表わす。なお、中学校及び高等女学校の欄では、入学及1年生の欄の上段に入学者、下段に1年生生徒数を示した。

表9 1914年(大正3)度中学校及び高等女学校生徒の同世代男女に対する割合(%)
(同年度3月末日)

年度	小学校尋常科6年生数						中学校		高等女学校	
	1909	1910	1911	1912	1913	合計	生徒数	割合	生徒数	割合
男	693	850	1,034	1,367	1,575	5,519	735	13.3%	1,017	22.34%
女	521	708	853	1,061	1,408	4,551				

(朝鮮総督府統計年報 大正3年度による)

四個年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト検定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル専門学校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコト得前項検定ニ関スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム」となっている。

このように年齢的には日本本国の小学校から専門学校までのそれぞれの学校令の規定と同じであるが、朝鮮においては、要目制定の時点では、日本の小学校令にあるような明確な学齢規定（児童満六歳に達したる翌月より満十四歳に至る八箇年を以て学齢とす、小学校令第三十二条⁴⁹⁾）がなく、上限を明記しなかったことから学齢を明確にできない状況であったと思われる。また市町村の父母への入学通知規定（小学校令施行規則第八十二条⁵⁰⁾）や保護者の就学義務責任（小学校令第三十二条⁵¹⁾）は存在しなかった。つまり「制度上は内地と趣を異にするもの」であるが、「義務教育を強制」しなかったのである⁵²⁾。したがって、統計は学齢にそって示されているようであるが、年齢と学年が一致していたかどうかは明らかではない。

このように朝鮮では日本本国とは異なって、かなり変動的な教育環境のもとに置かれていたことが理解できる。このような変動的な教育環境の中での授業の実態はどのようなのであったのであろうか。

当時本国の小学校尋常科高等科の児童定数は、それぞれ70人以下と60人以下とし「特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得」（明治33年小学校令施行規則第三十条⁵³⁾）と定められ、1校当たりの学級数は、「学級ノ編成ニ関スル規則」によってその基準がそれぞれ次のように示されていた⁵⁴⁾。

〈市町村立尋常小学校〉

1. 全校児童数70人未満の時は1学級。
2. 全校児童数70人以上140人未満の時は2学級。但し70以上100人未満の時は1学級にしてもよい。
3. 全校児童数140人以上の時は、1学級の児童数は50人から70人の割合で編制する。

4. 同学年の女子児童数が1学級を組織できる場合は男女学級を分ける。但し第1学年及び第2学年についてはこの限りではない。

〈市町村立高等小学校〉

1. 全校児童数60人未満の時は1学級。
2. 全校児童数60人以上120人未満の時は2学級。但し60人以上80人未満の時は1学級にしてもよい。
3. 全校児童数120人以上の時は、1学級の児童数は40人から60人の割合で編制する。
4. 同学年の女子児童数が1学級を組織できる場合は男女学級を分ける。

朝鮮の小学校の編制については、小学校令及小学校令施行規則による（朝鮮公立小学校規則第十条）とされていたが、実態はどうであつたであらうか。1914年度の学校数、学級数、児童数、教員数から尋常科高等科別の学級数及び1校当たり学級数と教員1人当たり児童数を示したのが、表10である。これをみれば高等科は、京畿道を除いてすべて単級学校であり、尋常科においても、平均で3.3学級であるから、ほとんどが異なる学年と一緒に学ぶ複式編制であつたといふことができる。しかし、大正4年5月1日に発行された資料では、小学校286校中182校が単級校であり、しかもその多くが20名以下の児童を有するに過ぎない特殊単級小学校であつたと述べられている⁵⁵⁾。表10は、大正4年3月31日現在の数字であり、同様の状況であつたと考えられるから、高等科のほとんどと尋常科半数程度が単級学校であつたといえよう。この割合で尋常科の1校当たりの学級数を算出すれば、およそ5.6学級になる。この割合でいけば、1校当たり5乃至6学級の割合になるが、1校当たり児童数を教員1人あたり児童数で割った1校当たりの教員1人に対する児童のグループは、京畿道男子児童以外は、ほとんどが3グループ以下であり、1グループ以下が6地域の男女に見られた。したがって地域差はあるとしても、ほとんどの学級が複数学年が同一クラスで学習する複式編制であつたといふことができる。また教員

表10 1914年度小学校学校数, 学級数, 児童数, 教員数 (*印は兼務者) (朝鮮総督府統計年報大正3年度より)

	学校数		学級数計	児童数		教員数	科別学級数		1校当学級数		教員1人当児童数	1校当児童数		教員1人当児童集団数
	尋常	高等		尋常	尋常高等		尋常	高等	尋常	高等		尋常	高等	
京畿道	23	9	177	4,106	546	163	159	18	6.9	2	28.5	178.3	60.7	6.2
忠清北道	7	5	20	3,625	315	54	15	5	2.1	1	72.96	159.3	35	2.2
忠清南道	18	6	46	211	18	15	15	5	2.1	1	15.3	30.1	3.6	1.1
全羅北道	17	6	55	175	23	13	40	6	2.2	1	15.2	25.0	4.6	1.6
全羅南道	17	11	62	667	77	39	40	6	2.2	1	19.1	37.1	12.8	1.9
慶尚北道	22	9	62	616	67	21	53	9	2.4	1	32.5	36.2	11.2	1.1
慶尚南道	45	11	165	830	120	45	154	11	3.4	1	21.1	48.8	20	2.3
黄海道	9	6	27	720	97	22	21	6	2.3	1	37.1	42.4	16.2	1.1
平安南道	8	5	50	941	116	52	45	5	5.6	1	20.3	55.4	10.5	2.1
平安北道	12	5	28	807	95	19	23	5	1.9	1	47.5	47.5	8.6	1.0
江原道	12	1	15	949	125	51	14	1	1.2	1	21.1	43.1	13.9	2.0
咸鏡南道	12	2	35	882	84	32	32	3	2.7	1	30.2	40.1	9.3	1.3
咸鏡北道	5	2	19	3,207	438	150	17	2	3.4	1	24.3	71.3	39.8	2.9
合計	207	78	761	2,819	261	61	674	87	3.3	1.1	50.5	62.6	23.7	1.2
				298	47	21					16.4	33.1	9.8	2.0
				263	36	11					27.2	29.2	6	1.1
				785	131	44*1	45	5	5.6	1	20.4	98.1	26.2	0.8
				726	84	13					62.3	90.8	16.8	1.5
				322	44	26	23	5	1.9	1	14.1	26.8	8.8	1.9
				286	24	10					31.0	23.8	4.8	0.7
				125	5	14	14	1	1.2	1	9.3	10.4	5	1.7
				151	3	11					14.0	12.6	3	0.9
				588	88	35	32	3	2.7	1	19.3	49.0	44	2.5
				527	67	6					99.0	43.9	33.5	0.4
				286	63	16*2	17	2	3.4	1	19.4	57.2	31.5	2.9
				246	47	5					58.6	49.2	23.3	0.8
				13,315	1,818	671*3	674	87	3.3	1.1	22.45	64.3	15.4	2.9
				11,843	1,203	278					46.9	57.2	38.7	1.2
				15,153	3,021	952					19.09	73.2		3.8

(備考) 実線で囲まれた部分が資料掲載の数値で, 二重線で囲まれた部分が算出した数値である。
「1校当学級数」は, 高等科児童数男女をそれぞれ高等科学学校数で割り, 「1校当たり男女児童数」を出し, 『学級編制等ニ関スル規則』の1学級基準に従って算出した。「科別学級数」は, 高等科「1校当学級数」に高等科学学校数をかけたものを高等科学学級数とし, 学級数計から高等科学学級数を引いたものを尋常科学学級数とした。「教員1人当児童数」= (尋常科児童数+高等科児童数) ÷ 教員数。「教員1人当児童集団」= 尋常科1校当児童数 ÷ 教員1人当児童数。

1人あたりの児童数を見ると、京畿道、全羅南道、平安南道、咸鏡南道、咸鏡北道など大都市や商業地のある地域の女子教員不足が見られるが、全体として少人数の児童に対応していたということができよう。

もともと単級学校は、我国の1880年代の財政危機の中で「安価に教育を普及させる手段」として文部省によって奨励されたものであったが、実践の中で生み出された教育的意義として、児童の「自働練習」の習慣や師弟、生徒間に「家族主義」的好結果を生み出し⁵⁶⁾、「単なる必要悪としてではなく大衆に最低限必要な簡単に『器械』的な知識を教授するにはむしろ効率的な編制であり、さらに訓練の統一・家族主義的な習慣・従順性の育成などには一層有効な編制であると賞揚された⁵⁷⁾」ものであった。この意味でほとんどが複式編制であった朝鮮における小学校教育は、学務当局にとっては経済面からも教育面からも好都合な状況であったといえよう。しかし6割が単級学校でほとんどが複式編制学級でありながら、出入りの激しい教育がこうした効果を生み出すことは困難であった。このことについて、幣原は次のように述べている。「就学がたとえ困難でない所であっても、半島を通じて半途退学者及び転学者の多いことは内地人教育における一の難問題であって、これが為に教授上、特に訓育上、少なからざる支障を受けている。然しながら、内地人の落ち着きが未だ十分でない間は、何れの所と雖も皆然りである。⁵⁸⁾」

以上のようにこの時期の朝鮮における日本人の学校と生徒の実態の特徴をあげると次のようなことが指摘できる。

- (1) 小学校数と児童数の急激な増加傾向があった。
- (2) 相対的な不就学児童の増加傾向があった。
- (3) 小学校の6割以上が単級学級で、ほとんどの学級が複式編制であった。
- (4) 中学校や高等女学校へは10~20%の進学率に過ぎないが、小学校高等科へは約6割の進学率であった。
- (5) 小学校高等科児童数や中学校生徒数は進級とともに漸減している。
- (6) 小学校、中学校ともに中途退学、転入転出者が多かった。

したがって、このような不安定な教育状況であったがゆえに、「精神的教育」を重視しなければならなかったとみることができる。またそれ故に、撃剣柔術や教練における精神的訓練が重視されたと見ることができる。また、数的な面から見て朝鮮においては中学校数やその生徒数がきわめて少なかった。このことが、日本の要目と同様の規定をしても実行性がないと判断されて、高等小学校から撃剣・柔術を配当しても良いとされたのではないかと考えられる。このような量的な面からの要因もあったと見ることができるが、それだけではなくて、むしろこれまで見たような教育環境やそれに対する対策という質的な要因が大きかったのではないかと考えられる。

次にこのような社会的状況の下で朝鮮における日本人教育をどのようにするかという教育方針を検討し、朝鮮における日本人の学校体育は何が期待されていたのかをみることにしたい。

⑤ 在朝鮮日本人に対する教育方針と体育

1915年（大正4年）に総督府より出された『朝鮮教育要覧』によれば、「朝鮮に於ける内地人の教育方針は固より内地に於けると何等差異あるべき筈なく教育の本旨、修業年限、教科、編成など大体に於いて同一なりと雖而も朝鮮の実情に鑑み生徒教養上自ら特別の規定を要するものあり其の重なる事項を挙ぐれば左の如し⁵⁹⁾」として、(a) 朝鮮公立小学校規則第九条、(b) 同第十条の2、(c) 同第十一条、(d) 同第十二条、(e) 同第十三条、(f) 朝鮮公立女学校規則第七条、(g) 朝鮮公立実業専修学校及び朝鮮公立簡易実業専修学校規則第七条が掲げられている。これらの条文の内(b)～(e)までは小学校における実業科目の重視を示したものである。これも「時勢と民度」に即した教育として位置付けられたものであるが、それだけではなく「斯の如く特殊の規定を要する所以のものは朝鮮は内地に比し時勢民度に於て差異あり風俗習慣亦相同しからざる間に処して特に精神教育に多大の注意を払うことの最も緊要なるは勿論常に勤儉力行の美風を涵養し苟も時弊に陥らしめざるの要一層切実なるものあるか故なり⁶⁰⁾」として、「精神教

育に多大の注意」を払う必要性についてのべている。

この「精神教育」上特に留意を要する条文が、(a)と(f)と(g)である。まず小学校(a)では、「一、忠君愛国の志気を発揚し忠良なる国民を育成するは小学校教育の主要なる目的なれば常に深く此に注意すへし。二、道徳教育の躬行実践を旨とし殊に誠実、剛毅、堅忍、寛容、勤儉等の諸徳を涵養するに務め時弊の感化を受けしめさることに注意すへし。三、知識技能は必ず確実に之を修得せしめむことを期し特に土地の状況に適應せむことに注意すへし。四、体育は徳育知育と相俟て軒軽なからむことを期し常に之か奨励を務むへし⁶¹⁾」となっている。また女学校(f)では、「一、貞淑の徳を養い同情に富み勤儉を尚ふの美風を長し殊に言語動作の温雅ならむことに注意すへし。二、徒らに多識を求めて高尚に馳せ実用に迂遠にして家業を厭忌するの弊に陥らざることに注意し殊に主婦として必要なる事項は適切に之を授くへし。三、体育は徳育知育と相俟て軒軽なからむことを期し常に之か奨励を務むへし⁶²⁾」となっている。さらに実業学校(g)では「一、誠実にして信用を重んじ勤儉にして公益を尚ふの気風を養成し浮華に流れ実務を厭ふの弊に陥らざることに注意すへし。二、時勢の進歩に留意し且学校の程度及び土地の状況に応じ実際に適切ならむことを期し徒に理論に偏することなきを要す。三、体育は徳育知育と相俟て軒軽なからむことを期し常に之か奨励を務むへし⁶³⁾」となっている。(下線引用者)

このように「時弊」に対して精神教育、特に道徳教育が強調され、勤儉に務めると共に実業を重んじることが謳われているが、その徳育と「相俟て」体育は重視して奨励されている。ではこのような徳育重視の背景は何であろうか。

大島勝太郎は、これに関して「由来植民地の趣味の生活に於て欠くる所が多く、酒食のために身を持壊する青年子女が割合に多数に上って」おり「剛健な気象を涵養」して「かゝる弊風を一掃」することが求められていたと述べている⁶⁴⁾。また幣原担は、「我が同胞が、諸種の方面に長所を有することも論はない。殊に在朝鮮の内地人は、一般に大胆にして冒険性に富んでいることも、人の認むる所である。……是れ真に国民の将来の為に賀

すべきである。然し又一方に於いて、此の際矯正して置かなければならぬ幾多のこともある。⁶⁵⁾」と述べ、まず「一等国民としての威儀が備わっているか⁶⁶⁾」と問い、「新領土に居住する同胞は、概して猶お植民地気分で、動もすれば堅実ならざる風が存していないか。……内地人の児童の短所としては、(1)軽躁にして不規律なること、(2)着実ならざること、(3)虚栄心が盛んであることを挙げて居るが、是等は即ち植民地気分の表明ではあるまいか。……我々の希う所は、朝鮮人に礼法を授けると同時に、内地人の間にも、それ以上身の嗜に注意することである。⁶⁷⁾」と指摘している。さらにまた同様のことは、次の寺内総督の1911年8月2日総督府開催各道内地人小学校教育講習会における訓示にも見ることができる。即ち「母国を離れて新開地に渡来するものは動もすれば母国の感化薄弱なる傾向あるを以て母国を愛し、天皇陛下に対する方向の念を養成するは内地に比し一段の努力と工夫とを要す。故に陛下及国家に対する観念を作るの必要は最も切実なりとす⁶⁸⁾」と述べ、新天地での日本人の天皇と国家に対する観念の薄弱さからくる「道德性の欠如」に対する教育の課題に対して「内地」以上に努力と工夫が必要であることを指摘している。このような「植民地気分」の生活行動からくる「道德性の欠如」問題が一つの背景であったといえよう。

しかしそれだけではない。先の寺内訓示は「併合後朝鮮人は吾帝国の臣民となりたる今日に於て母国人民にして此の地に来るものは深く注意して文明の民たる心懸を失はざるを要す。此の心懸を以て朝鮮人を指導するの意思なかる可からず。……(中略)……此の精神を以て穩健なる発展を為さむか新附の民を同化すること難きにあらざるべし。而して特に小学児童に此の精神を注入することを要す⁶⁹⁾」と述べ、支配民族としての模範となる教育を小学校から行っていく重要性も指摘し、その役割を担う小学校教師の任務の重大さを喚起している。つまり支配民族としての道德の涵養が強調されたのである。これが第二の背景であった。そしてこのような支配民族としての注意は、知育や体育についても喚起されている。つまり、「現在の我々の同胞が、一等国民としての鍛練を十分に成し遂げているのならば、最早此のままで心配はないけれども、果たしてそれが成し遂げられて

ぬい動し盛いにま小て母力なさ努のう。臣ての為童な教が配現らて

いるか否かは、誰にでもわかっていることである。特に新領土に於て、新附民族の模範として立とうとする場合であるから、猶お更に申し合わせて、徳躁に於ても、知識に於ても、将た又体力に於て、優秀民族の資格を失わぬように注意すべきである⁷⁰⁾。」

このような在朝日本人の生活活動の特徴や支配民族としての位置付けから道徳教育が強調されたのであるが、もう一つ、朝鮮に定住する者が増加することによって生じる教育課題が関連していた。朝鮮に定住する者が増加すると益々「内地」を知らない子供が増加する。このことによって「国民思想」の欠如が心配されたのである。つまり、「内地人がたとえ朝鮮に落ち着いても、内地より標準線が下がらなければ何の心配もない。若し然らずして、おいおい境遇の感化を受けて、標準線を引き下げられることになるならば、茲に考慮を要することが起るのである。⁷¹⁾」この「標準線」とは、国民としての統一的「気象」を指しているが、そのために「国民思想の養成⁷²⁾」に力が注がれたのである。その思想とは、「陛下及国家に対する観念」であることは言うまでもない。しかし、「金海の小学校に見る所の如く、初年級の児童には、却て国語を解し難し者さえ起こって来る勢いであるから、内地を知らない位の問題に止らない⁷³⁾」状況も生まれていた。それ故になお一掃、「鮮人を率いて立つ上から」も「日本人として、一等国民としての面目を保つの自覚と決心⁷⁴⁾」が強調されたのである。

以上が在朝鮮日本人の生活と関わる諸条件から生じた教育課題としての精神的教育重視の背景であった。このように在朝鮮日本人には、「一等国民としての威儀」や「陛下及国家に対する観念としての国民思想」を涵養し、「優秀民族の資格」を喪失しないようにすることが何よりも必要とされたのであった。そしてそこでは、支配民族としての徳育とともに、支配民族としての知育と体育が強調されたのである。各学校規則に明示された体育の徳育・知育との連携は、ここから意義づけられるといえよう。

ではそれは、体育のどのような課題と関連して意義づけられるのであろうか。

その課題とは在朝鮮日本人子弟の健康と体力問題であった。これについ

て幣原は、次のように述べている。

「朝鮮の如く寒暑の甚だしい処では、父兄も子の愛に流れて、青年の身体を羸弱（ルイジャク）ならしめ、青年も亦因循に陥り易い。文明と体力とは動もすれば反比例するの憂あること、『心は文明に、身体は野蛮に』といったモルトケの言を待つまでもない。此の時に当たって、内地人の子弟が朝鮮人の子弟よりも強くない。という声は我々の耳に大なる響きを与える。⁷⁵⁾ 実際体格検査によれば、「11歳頃までは概して朝鮮人の方が体格がよく、其れから後は内地人のが勝るのであるが、更に20歳の頃になると、内地人は朝鮮人に追い越される趨勢がある⁷⁶⁾」。しかも「近時、普通学校に於て頻りに体育に力を盡し、体操及び遊技が小学校と同様に励行せられてゆくから、此の勢いで進んだならば、11歳以後の朝鮮人の体格も漸次良くなるであろう。若し然らば、徹頭徹尾、朝鮮人の体格が内地人を凌駕することになる。内地人が体力に於いて次第に朝鮮人に劣るならば、自然朝鮮の統御上にも、多少の影響を与えることとなる。何とならば、体格の薄弱は、やがて気力の薄弱を意味するからである。故に今日からして、十分に内地人子弟の気力を培養することは、識者の思いを致すべき所である。⁷⁷⁾」

つまり、支配民族としての日本人は、体格においても朝鮮人を凌駕しなければならないが、そういう状況になっていない。このままでは「統御上」の影響が現われるというのである。つまり支配民族としての「気力を培養」するために体育の奨励を必要としたのである。そして「青年の体力を養い、気力を旺盛ならしめるには、学校卒業後の壮年の者も、共に運動に対する興味を持続して、運動会には社会一般が、成るべく之に参加すること⁷⁸⁾」が望まれたのである。

このように、在朝鮮日本人子弟の体育に対する期待は、支配民族としての体力と気力の育成にあったということが出来る。しかし体力と気力を育成するには、あまりにも身体的にもさらには社会的にも不健全な状況であった。それゆえに体育に対する期待を実現するためには、「誠実、剛毅、堅忍、寛容、勤儉などの諸徳を涵養する」道徳教育との連携が必要とされ

たのである。

またこのような精神教育の重視と「実用」に徹する教育方針とは不可分の関係にあった。このことと体育との関係について若干述べてみたい。先に見たように「精神教育に多大の注意を払ふ」のは、「勤儉力行の美風を涵養」するためであった。この「勤儉力行」に務めるためには「一は以て児童の幼少時より実業的知能と趣味とを養成し、著実穩健なる気風と勤勞を尚ぶの習慣を与え併せて日常生活の用に資せしめ⁷⁹⁾」るように教育することであった。そのために、大正4年3月25日、朝鮮公立小学校規則中の一部を改めて、土地の状況により尋常科第5学年より農業または商業を毎週二時間以内課すこととし、又補習科には土地の状況により尋常小学校または高等小学校の教科目以外の教科目を加えることを得しめ、同年4月1日よりこれを施行したのである⁸⁰⁾。

ところで、日本では1908年度からの義務教育延長を転機として1910年代初頭までに、原則として身分・階層・性別を問わず国民すべてに共通な教育を与える6年制の尋常小学科と、中等諸学校へ進学しうる条件にはないもののさらに1～2年間の就学機会を求める大衆にその「生活」に相応した範囲内の「実用」的な普通教育を与える2年制ないし3年制の高等小学校とからなる初等教育学校編成の基本形が確立された、といわれる⁸¹⁾。つまり、高等小学校は、「大勢としては上級学校に進学しえないが義務教育だけでは満足しえない大衆上層の児童のための完結教育という性格を持つようになった⁸²⁾」のである。こうして、一方に「高等普通教育」及び「実業教育」を内容とする中等諸学校の教育と、他方では「実用」性を強く持った「初等教育」の完成としての高等小学校の教育という、同年齢層の子供に対する教育の種別化を益々もって確定することになった。先に朝鮮における小学校高等科への進学率の高さを見たが、このような「実用」性の強調と符合するものであったといえよう。

またさらに朝鮮では、中学校の第3学年以降第1部第2部の二つのコースに別れる制度が存在した。これは「内地」には存在しない制度であった。第1部は日本本国の中学校生徒及び卒業生と同じ扱いを受けるが、第2部

はその限りではなく、「頗る実科的傾向を帯びて……主として朝鮮で事業を営なまんとする者の為」のもので、上級学校に進学して、やがて官吏になろうとするには不適當なものであった⁸⁹⁾。このように中学校においてさえ「實際を主とする方針」が徹底されたのである。第1部が政治経済的な将来の指導者育成につながるものであるとすれば、第2部は、商売人あるいは事業主の育成につながるものであったといえよう。このような実用重視の教育は、支配民族としての精神の育成と共に、植民地支配と経営の条件の一つであったといえよう。支配民族としての日本人の体力と気力は、こうした経済活動を支えるためにも必要とされたといえることができる。

(3) 要目制定期の在朝鮮日本人体育政策の特徴

これまで学校体操教授要目における日朝間の相違の背景について検討し、要目が在朝鮮日本人に対して期待したものが何であったかについて言及してきた。これらを踏まえて、最後に、この要目制定期の在朝鮮日本人子弟に対する体育政策の特徴について整理しておきたい。

朝鮮における日本人教育の課題は、「母国を離れて新開地に渡来するものは動もすれば母国の感化薄弱なる傾向あるを以て母国を愛し、天皇陛下に対する奉公の念を養成するは内地に比し一段の努力と工夫とを要す。故に陛下及国家に対する観念を作るの必要は最も切実なりとす」というところに収斂されるように、植民地下の日本人一般に見られる「道德性の欠如」あるいは道德的な頹廢傾向に対して、天皇の赤子である日本人としての統一的な「国民思想」の養成と支配民族としての「一等国民としての威儀」の涵養を図り、「優秀民族の資格」を植付けることであった。それゆえ、何よりも精神的訓練あるいは道德教育が強調された。体育についても、「德育知育と相俟て軒輊なからむことを期し常に之か奨励を務むべし」とされ、その重要性が強調された。そして体育に対する期待は、植民地支配を支えていくことができる健康で活動的な身体を育成することであるととも、支配民族としての体力と気力を涵養することにおかれた。したがってそのために体育においても、精神的訓練が強調され「誠実、剛毅、

堅忍、寛容、勤儉などの諸徳を涵養し命令服従式の規律と秩序ある行動が期待されたのである。

しかし支配民族として、本国の日本人諸学校の体育教科と全く同様の内容であったかという点、そうではなかった。ここに朝鮮における日本人教育の特殊性が存在したのである。それが体育では、撃剣・柔術と教練における相違として現れたのである。撃剣・柔術の相違は、先ず第一に量的な要因として、撃剣・柔術の普及度や朝鮮における日本人子弟の通う中学校の普及状況などを上げることができる。そして第二に、上述の教育課題やそれに対する体育への期待という質的な要因が上げられる。前者は学校を、しかも高等小学校を通して撃剣・柔術を普及しなければならない要因の量的背景を示している。これに対して後者はこれまで文部省がとってきた発育段階を考慮した指導を捨てる例外を作るものであり、朝鮮ではそうしても良いことを示すものであった。そうした例外を生み出す理由は、在朝鮮日本人教育の課題である道徳性と支配民族としての資格の涵養であり、要因の質的背景を意味するものであった。したがって後者により本質的な背景があると見ることもできるだろう。この質的な要因がより本質的な背景であることは教練の相違についても同様であったと見ることもできる。教練教材を日本本国よりも低学年にしかも少し課題の高いものを配当したことは、学齢規定の不明確さにあるように実際の学年よりも年齢の高い層が多かったからではないかと考えられる。しかし教材配当がそのような状況に対する対応として示されたものであるとしても、実際にそれを行った場合、単級学校や複式編制学級がほとんどであったから、複数学年が同時に練習すること⁸⁴⁾を想定したとしても、年齢に対応した教材の学年配当で良いはずであった。また、異年齢異学年同時授業では内容を習得するには困難過ぎる児童と容易過ぎる児童が存在し、内容の習得よりも学習態度や訓練的精神の習得に重点がおかれた授業形態であったと考えられる。しかも朝鮮ではこの時点では実践的な軍事教練は行なわれておらず、教材配当として示されただけであった。仮に教練として行われたとしてもその内容は、集団秩序運動を内容とするものであった。それは、朝鮮における軍事

訓練に対する慎重な配慮が必要であったからであり、またこの教練に対する特殊性が当時の教育課題や体育への期待と一致していたからであった。

以上のように、植民地下在朝日本人の体育政策の基本理念は、天皇の赤子であるという自覚を促し、「新附の民の上」に立つ日本人としての儀容と体力を持ち、「実業の趣味」にふさわしい規律性と活動性のある、支配民族としての体力と気力を育成することであったといえることができるが、この時期の就学状況あるいは授業実態からみてその実現はきわめて困難な状況であったといえよう。

注及び参考・引用文献

- 42) 弓削幸太郎 朝鮮の教育 p.265 自由討究社 1923
- 43) 朝鮮総督府 朝鮮彙報 大正4年9月 p.62 1915 影印版 高麗書林 1986
- 44) 同前 朝鮮彙報 大正4年5月 p.102
- 45) 幣原坦 朝鮮教育論 p.272 六盟館 1919
- 46) 同前 p.272-273
- 47) 同前 p.274
- 48) それぞれの学校施行規則は、前掲 明治以降教育制度発達史 第四巻、第五巻、第十巻より引用した。朝鮮公立小学校規則第十六は第十巻 p.125、総督府中学校規則第十六条は第十巻 p.33、朝鮮公立高等女学校規則第八条は第十巻 p.258、高等女学校令第十条は第五巻 p.272、実業学校第九条、第二十条、第二十一条は第十巻 pp.424-425、専門学校令第五条は第四巻 p.348である。
- 49) 同前 明治以降教育制度発達史 第四巻 p.51
- 50) 同前 p.78
- 51) 同前 pp.51-52
- 52) 幣原坦 朝鮮教育論 p.266 六盟館 1919
- 53) 前掲 明治以降教育制度発達史 第四巻 p.70
- 54) 国立教育研究所 日本近代教育百年史 第四巻 学校教育2 pp.141-142 1974
- 55) 前掲 朝鮮彙報 大正4年5月 p.102
- 56) 前掲 日本近代教育百年史 第四巻 pp.153-154
- 57) 同前 pp.154-155
- 58) 前掲 朝鮮教育論 p.274
- 59) 前掲 朝鮮総督府内務部学務局 朝鮮教育要覧 大正4年 p.91
- 60) 同前 p.93

- 61) 同前 p.91
- 62) 同前 p.92
- 63) 同前 pp92-93
- 64) 大島勝太郎 朝鮮野球史 pp.108-109 朝鮮野球史発行所 1932
- 65) 前掲 朝鮮教育論 p.281
- 66) 同前 p.282
- 67) 同前 p.283
- 68) 前掲 朝鮮の教育 p.278
- 69) 同前 p.278-279
- 70) 前掲 朝鮮教育論 p.279
- 71) 同前 p.304
- 72) 同前 p.305
- 73) 同前 p.305
- 74) 同前 p.306
- 75) 同前 p.285
- 76) 同前 p.285
- 77) 同前 pp.285-286
- 78) 同前 p.286
- 79) 前掲 朝鮮彙報 9月1日号 p.60
- 80) 同前 p.60
- 81) 前掲 日本近代教育百年史 p.936
- 82) 同上 p.936
- 83) 前掲 朝鮮教育論 pp.294-295
- 84) 前掲『朝鮮彙報』5月1日号には、「特殊単級小学校教育法」が紹介されているが、
「体操、唱歌は児童の身体の発育及技能の進度に鑑み、必ずしも学年別とすることなく、可成其の組数を少なくして教授するを可とす」とあり、「各科教授組別の例」として唱歌体操は「一組乃至三組」となっている。また「単級教授時間割表例」では、体操は火曜日と金曜日に1学年から6学年まで、水曜日は4学年から6学年まで、木曜日は1学年から3学年までが、同時開講になっており、複数学年の同時授業が行われている。また備考に、唱歌体操においては「同時間同科目異教材の場合もあり」となっているが、個人種目系はよいとしても集団種目では異教材は困難であろう。 pp.102-116